

平成 23 年 8 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社京王ズホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 佐々木英輔  
(コード番号 3731 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役管理部長 深野道照  
(TEL. 022-722-0333)

不適切な取引及び会計処理の全容判明に向けた第三者調査委員会の設置に関するお知らせ

この度、当社の平成 16 年 10 月期から平成 22 年 10 月期までの有価証券報告書等において、不適切な取引及び訂正の対象となり得る会計処理が存在する疑義が生じております。これを受け、本日、平成 23 年 8 月 9 日開催の取締役会において、下記のとおり有価証券報告書等に係る訂正対応調査のための第三者調査委員会の設置につきまして決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 現在判明している内容と調査対象について

これまでの社内調査により発覚した内容及び調査対象は以下のとおりです。

- ①当社は、平成 21 年 10 月期において、特別損失に過年度インセンティブ修正を計上しておりますが、この計上時期の妥当性について調査・解明するものであります。
- ②当社代表取締役の佐々木英輔及びその関連会社と当社及び当社子会社との間での資金移動に関し、会計処理が適切に行われていない疑義が生じております。平成 16 年 10 月期からの会計処理内容等の調査・解明を行い、役員貸付金として計上すべき金額等を確定しその評価を行うとともに、関連当事者取引として注記開示を行うべきかを調査・解明するものであります。
- ③資産にて計上しております建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定の会計処理に関わる内容に関し、会計処理が適切に行われていない疑義が生じております。平成 16 年 10 月期からの会計処理内容等の調査・解明を行い、事実関係の正確な把握に基づき、事実にもった会計処理への訂正対応を調査・解明するものであります。

2. 第三者調査委員会設置の趣旨

上記 1. に記載した内容の判明を受け、当社では、関係する取引、会計処理等を解明するために、経営陣から独立した専門的かつ客観的な見地から調査が必要であり、事実関係の正確な把握、責任の所在の特定、あるべき会計処理並びに再発防止策、関係者の処分及び今後の経営体制等に関する提言が必要であると判断し、当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者調査委員会の設置を、本日の取締役会にて決議いたしました。

3. 本委員会の委員（敬称略、順不同）

委員長	日野 正晴（弁護士）	昭和 36 年 4 月 検事任官 平成 9 年 2 月 名古屋高等検察庁検事長 平成 10 年 6 月 金融監督庁長官 平成 12 年 7 月 金融庁長官 平成 13 年 2 月 弁護士（現職）
委員	真田 昌行（弁護士）	昭和 62 年 4 月 弁護士登録（仙台弁護士会） 同年 同月 三島法律事務所入所（現職）

委員	なまため 生天目 忠繁  (公認会計士)	昭和 49 年 4 月 監査法人中央会計事務所入所 昭和 52 年 3 月 公認会計士登録 昭和 54 年 7 月 生天目公認会計士税理士事務所を開業 (現在に至る)
----	-------------------------------	---

- ※ 委員長の日野正晴弁護士は、弊社会計監査人の清和監査法人からの紹介ですが、これまでの経歴や過去にも他社において第三者委員会の委員長としての経験を有すること等から判断し、本第三者調査委員会の委員長に適任と考えております。
- ※ 日本弁護士連合会の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準拠しております。

#### 4. 報告スケジュール

今後のスケジュールにつきましては、概ね次の通りを予定しております。

- (1) 平成 23 年 9 月上旬を目処に、第三者調査委員会による調査結果についての中間報告を行い、事実関係の正確な把握に基づく数値面での訂正内容の報告を行います。その後に 9 月中旬を目処に再発防止策、関係者の処分及び今後の経営体制等に関する提言等を報告いたします。
- (2) 数値面の正確な把握ができれば、速やかに、開示資料、東京証券取引所への提出書類、決算短信、有価証券報告書等の訂正等を行います。
- (3) 平成 23 年 10 月期第 3 四半期 (7 月末) の決算短信及び四半期報告書の開示については提出期限内に提出する考えであります。

なお、訂正開示等に当たって、会計に関する部分については、平成 18 年 10 月期から平成 22 年 10 月期までの期間において、清和監査法人による会計監査人の監査を受ける予定であります。(弊社会計監査人の清和監査法人の選任は、平成 19 年 10 月期からではありますが、今回は平成 18 年 10 月期についても清和監査法人による会計監査人の監査を受ける予定であります。)

#### 5. 今後の対応について

上記 1. に記載した現在判明している内容及び調査対象は、今回の調査においては貸借対照表での影響が主体となり、損益に与える影響は限定的と考えてはおりますが、影響等については第三者調査委員会による調査等により事実関係が判明次第、適時に開示を行ってまいります。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以上